

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 28 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により公表する。

平成 28 年 12 月 26 日

福岡地区水道企業団
監査委員 打 越 基 安
監査委員 北 崎 和 博

平成 28 年度定期監査結果報告書

第 1 監査の対象

1 事務監査

○ 対象期間

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 総務課 | 平成 27 年 9 月 1 日から同 28 年 9 月 28 日まで |
| (2) 財務課 | 平成 27 年 11 月 1 日から同 28 年 10 月 4 日まで |
| (3) 計画課 | 平成 27 年 10 月 1 日から同 28 年 10 月 13 日まで |
| (4) 施設課 | 平成 27 年 10 月 1 日から同 28 年 11 月 1 日まで |
| (5) 牛頸浄水場 | 平成 27 年 9 月 1 日から同 28 年 9 月 21 日まで |
| (6) 水質センター | 平成 27 年 10 月 1 日から同 28 年 11 月 15 日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 平成 27 年 10 月 1 日から同 28 年 10 月 18 日まで |

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

2 工事等監査

- 対象期間 平成 27 年 4 月 1 日から同 28 年 3 月 31 日まで
- 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

第 2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

第 3 監査の期日

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 事務監査 | 平成 28 年 9 月 20 日から同年 11 月 18 日まで |
| 2 工事等監査 | 平成 28 年 8 月 1 日から同年 11 月 18 日まで |

第4 監査の結果

1 事務監査

(1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特殊勤務実績簿に記載された特殊勤務の従事時間について、年休が取得されていたものがあつた。

今後、実績確認及び手当の支給にあたっては、適正な事務処理をされたい。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査

(1) 総務課

工事等監査の対象となる工事等はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

工事設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの。

- ・牛頸浄水場 大佐野ポンプ場外 4箇所遠方監視制御装置更新工事

(契約金額 80,460,000円)

本工事は、牛頸浄水場からポンプ場2か所と配水池2か所を監視制御する装置の更新を行うものである。監視制御装置間の組み合わせ試験費が計上されているが、必要以上の試験費が計上されている。

今後は、積算基準による適正な設計積算に改められたい。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、前述のとおり注意、改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処置を講じられたい。